

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年11月30日
【事業年度】	第147期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）
【会社名】	阪神内燃機工業株式会社
【英訳名】	The Hanshin Diesel Works, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 和彦
【本店の所在の場所】	神戸市中央区海岸通8番地 神港ビル
【電話番号】	神戸 078 - 332 - 2081（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部門管掌 山本 幸二
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区海岸通8番地 神港ビル
【電話番号】	神戸 078 - 332 - 2081（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部門管掌 山本 幸二
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号） 阪神内燃機工業株式会社 東京支店 （東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル23階）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年6月28日に提出いたしました第147期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(2) 新株予約権等の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (2)【新株予約権等の状況】

(訂正前)

平成23年8月1日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	38	38
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	38,000	38,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年9月16日 至平成53年9月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 132 資本組入額 66	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1.	(注)1.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2.	(注)2.

(注) 省略

(訂正後)

平成23年8月1日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	38	38
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	38,000	38,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年9月16日 至平成53年9月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 133 資本組入額 67	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1.	(注)1.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2.	(注)2.

(注) 省略

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(前略)

#### 社外監査役について

当社の社外監査役は2名であります。社外監査役の小越芳保氏は、弁護士として企業法務に精通し財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の経営に対して適確な助言が得られ、同氏と一般株主との間に利益相反の生じる恐れはなく、当社は株式会社大阪証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。なお、同氏は当社株式を保有しております。社外監査役の高橋繁正氏は、株式会社さくらケーシーエスの代表取締役社長を4年間務める等経営者としての豊富な経験から、当社の経営に対して適確な助言を得られるものと判断しております。当社は同社の株式を保有しており、事務用品の購入等の取引関係がありますが、その金額は僅少です。また、同氏は株式会社トーホーの社外監査役を兼職しておりますが、当社との間に取引関係はありません。同氏は当社の株式を保有しております。なお、小越芳保、高橋繁正氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

社外監査役につきましては、企業統治において経営監視機能の客観性、中立性確保の観点より、継続的かつ財務、会計及び法務に関する相当程度の知見を有する者等を社外から引き続き選任してまいりたいと考えております。その選任基準又は方針はありませんが、選任にあたっては、大阪取引証券所が開示を求める社外役員の独立性に関する事項を参考にしております。

(後略)

(訂正後)

(前略)

#### 社外取締役及び社外監査役

当社の社外監査役は2名であります。社外監査役の小越芳保氏は、弁護士として企業法務に精通し財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の経営に対して適確な助言が得られ、同氏と一般株主との間に利益相反の生じる恐れはなく、当社は株式会社大阪証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。なお、同氏は当社株式を保有しております。社外監査役の高橋繁正氏は、株式会社さくらケーシーエスの代表取締役社長を4年間務める等経営者としての豊富な経験から、当社の経営に対して適確な助言を得られるものと判断しております。当社は同社の株式を保有しており、事務用品の購入等の取引関係がありますが、その金額は僅少です。また、同氏は株式会社トーホーの社外監査役を兼職しておりますが、当社との間に取引関係はありません。同氏は当社の株式を保有しております。なお、小越芳保、高橋繁正氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

社外監査役につきましては、企業統治において経営監視機能の客観性、中立性確保の観点より、継続的かつ財務、会計及び法務に関する相当程度の知見を有する者等を社外から引き続き選任してまいりたいと考えております。その選任基準又は方針はありませんが、選任にあたっては、大阪取引証券所が開示を求める社外役員の独立性に関する事項を参考にしております。

当社は社外取締役を選任しておりません。当社は、経営の意思決定機能と、取締役による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役4名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しています。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立的な経営監視機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

(後略)